

令和5年度 福祉・介護職員等特定処遇改善加算についての情報公開

社会福祉法人 清順会

障がい者支援施設 蛭 では処遇改善加算を取得し、職員の賃金改善・職場環境の整備に取り組んでいます。

I 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

| 事業所名 | サービス名 | 処遇改善加算 | 特定処遇改善加算 |
|------------|-------------|--------|----------|
| 障がい者支援施設 蛭 | 施設入所支援 | 加算 I | 特定加算 I |
| | 施設入所支援 生活介護 | 加算 I | 特定加算 I |
| | 短期入所 | 加算 I | 特定加算 I |
| | 生活介護 | 加算 I | 特定加算 I |

II 福祉・介護職員処遇改善加算（現行加算）について

福祉・介護職員処遇改善加算を算定するにあたり、以下の3つのキャリアパス要件（要件I）～（要件III）と、職場環境等要件（I）～（III）を満たすことが求められており、当法人が満たしている要件は下記の通りです。

① キャリアパス要件

| | 項目 | 当法人の取組 |
|-------|---|---|
| 要件I | 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めています。 ・職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めています。 ・就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知しています。 |
| 要件II | 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び資格取得のための支援の実施に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保しています。 ・資質向上の目標として、生活支援員のサービス管理責任者・相談支援専門員等の資格の取得率向上に取り組めます。 ・資格の取得に当たっては、研修受講日は出勤扱いとし、交通費・受講料等は全額法人負担とします。 |
| 要件III | 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則で、一定の基準に基づき、定期に昇給する仕組みを規定しています。 |

② 職場環境等要件

| | 項目 | 当法人の取組 |
|------------|--|--|
| 資質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得のため勤務シフトの考慮等を行い、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。 |
| 労働環境・処遇の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者・事務長は福祉人材育成に係る研修や、労働法規に関する学びの機会を設けています。また、年次有給休暇取得の推進を積極的に行っています。 ・タブレット端末を活用した業務量の軽減を行っています。 ・申し送りのソフトの利用に加え、随時ミーティングを行い、業務内容や支援の改善を図っています。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ・非正規職員から正規職員への転換 ・職員の増員による業務負担の軽減 | <ul style="list-style-type: none"> ・中途採用者を対象とした新人研修を行っています。 ・業務負担の軽減を図るため、職員の求人・採用を行っています。 |

III 福祉・介護職員特定処遇改善加算について

福祉・介護職員特定処遇改善加算を算定するにあたり、以下の3つの要件（①～③）を満たすことが求められています。

- ① 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること。
 - ・上記の通り、当法人は福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しています。
- ② 【要件Ⅱ】福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること。
 - ・上記の通り、3つの区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っています。
- ③ 【要件Ⅲ】福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表し、見える化を図っていること。
 - ・当法人のホームページにて取り組みの公表を行っています（本資料）。

以上により、当法人は福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定しております。